



令和8年4月24日

## 児童手当の未払いについて

町では、児童手当支給対象者1名に係る、令和7年8月分から令和8年3月分合計160,000円の児童手当が未払いであったことが判明しました。

本件を厳粛に受け止めるとともに、再発防止に向け、より厳正な確認体制を徹底し、町民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

### 1 経緯等

令和8年4月8日、児童手当の支給対象者から、児童手当の支給日について問い合わせがあり、確認を行ったところ、令和7年7月分の支給は確認できましたが、令和7年8月以降の支給状況が確認できず、未払いであることが発覚しました。

このことから、支給対象者に対し、原因説明及び謝罪を行い、児童手当のお支払い手続きを進めています。

現時点では、その他の支給対象者に対する児童手当の未払いはありません。

### 2 原因

本件は、児童手当の支払処理において、支給対象者の転入日が、児童手当システムの年次切替(6月)の終了後及び定時払事務処理後であったため、「随時払い」として処理し、令和7年7月分を支給しました。その際、この事務処理により、次回の定例払い(10月)から、台帳に登録されているものと認識していましたが、実際には、誤った認識で、必要な申請入力と同時に個別処理を行っておらず、台帳登録状況の確認も不十分でした。

### 3 再発防止

今後、児童手当システムの登録については、登録時における個別処理が必要な案件を明確にするとともに、定時払い時に転入、転出者等の処理漏れがないか等を係員による複数体制で確認を行い、再発防止を徹底します。